

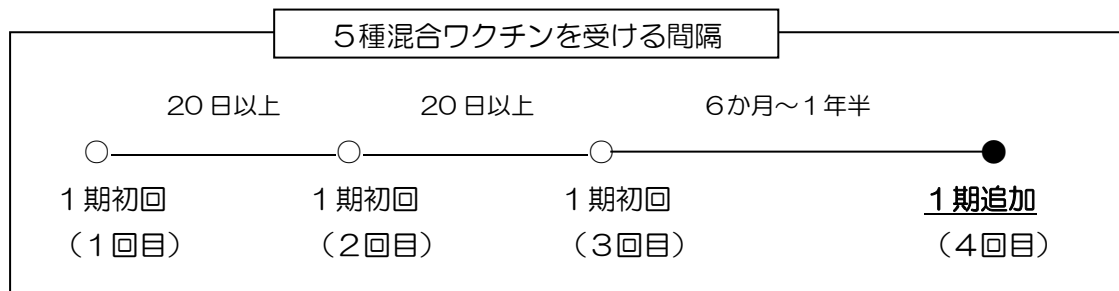
5種混合ワクチン個別接種について（1期追加対象者）

この予防接種は「百日せき」「ジフテリア」「破傷風」「ポリオ」「ヒブ感染症」の5つの病気を予防するためのものです。これらの病気にかかると、特に乳児では症状が非常に重くなり、重篤な合併症や日常生活に支障をきたすような後遺症を残したり、命を落としたりすることがあるため、なるべく早い時期に予防接種を受けましょう。

【接種間隔】

1期初回の3回目完了後**6か月～1年半**の間に接種します。

公費負担ができるのは、生後90か月の前日までです。これを過ぎると任意接種となり、接種料金は自己負担となります。



【副反応について】

「予防接種と子どもの健康」の予防接種による副反応と副反応が起こった場合の対応のページを読み、理解した上で接種しましょう。

局所反応として、注射部位紅斑・硬結・腫脹、発熱、気分変化、下痢など

重篤な副反応としてごくまれにアナフィラキシーショック、血小板減少性紫斑病、脳症等があります。

【健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期予防接種による健康被害救済制度です。健康被害が予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合、①医療費②医療手当て③障害児養育年金④障害年金⑤死亡一時金⑥葬祭料等の救済が受けられます。

【医療機関に予防接種に行くときの注意事項】

《持ち物》

- ・接種券（実施通知書）
- ・母子健康手帳
- ・保険証とこども医療費受給者証（接種料金は無料ですが、予診の結果具合が悪く受けられなかった場合の診療は保険診療となります。）
- ・委任状（保護者（親または後見人）の同伴がない場合）

《その他》

☆子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。保護者以外の方が連れていく場合は「委任状」が必要なため、保健センターにご連絡ください。

☆予診票は、医療機関にありますので、その場で記入してください。

☆体温は、接種前に医療機関で測ります。

◎この予防接種は、接種後の間隔を空けずに、他の予防接種を受けることができます。

◎「医療機関一覧表」に掲載されている医療機関で受けることができます。一覧表以外で県内の医療機関にて接種を希望する場合は、事前に手続きが必要となりますので、母子健康手帳と接種券を持参の上、保健センターにお越しください。

お問合せ 清水町保健センター TEL055-971-5151